

資産運用報告の適正性に関する確認書

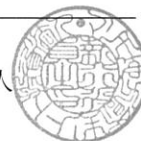
2020年3月18日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
新虎ノ門実業会館5階

不動産投資信託証券発行者名 マリモ地方創生リート投資法人



(コード：3470)

執行役員

代表者の役職・氏名

北方隆士

マリモ地方創生リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である北方隆士は、本投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第7期事業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の規定により、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務等をマリモ・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務、資産保管業務等に係る事務及び投資主名簿等管理を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告提出までのプロセス

本資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社が把握している本投資法人に係る重要な情報等に基づき、記載情報の正確性の検証を行い、資産運用報告の原案を作成しております。本投資法人は、当該原案について役員会において承認した後、資産運用報告を提出しております。また、記載内容については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用報告を適正に作成するための十分な体制及びプロセスが上記1. 及び2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 上記(1)の体制及び実施の状況等について本資産運用会社では、内部監査規程に基づき毎年内部監査を実施し、内部管理体制等の状況及び内部管理体制の有効性を評価・検証していること。
- (3) 本資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について、原則として毎月開催される本投資法人の役員会において報告を受けており、上記(1)の体制及び実施の状況等について確認していること。
- (4) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び本資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づき、当該資産運用報告が作成されていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から、当該計算期間に関する監査証明を受け、監査報告書を受領していること。
- (6) 資産運用報告の作成にあたって、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令に関し、法律事務所から助言を得て、適法性を確認していること。

以 上